

独立行政法人国際協力機構 平成 27 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成 27 年度の業務運営に関する計画を次のように定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献）

2015 年の MDGs 目標年次を迎え、進捗が遅れがみられる国・地域、分野にも配慮しつつ、支援を実施する。

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、インフラ整備、法制度整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。

(ニ) 平和の構築

紛争発生後の早い段階から支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争の再発可能性の低減に貢献することを心掛けつつ、平和構築支援を行う。その際、事業の実施前と実施段階における紛争予防配慮のため「平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment：PNA）」を適時実施し、その結果を事業に反映する。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 日本政府とも情報共有しつつ、国別分析ペーパーによる国・地域別の分析を行い、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパーを作成、更新する。これを通じて、協力プログラム内容の充実を図り、援助の戦略性及び予測性を高める。
- ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、事業終了後のモニタリン

グ及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。

- ③ 途上国の主体性を重視しつつ、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける課題対処能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）を支援する。
- ④ 南南協力に関する国際的な議論の動向を注視しつつ、三角協力の意義と有効性について発信し、多様な形態の三角協力を実施する。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 開発途上国の開発の現状や課題を分析し効果的な協力の方向性を導出するために、累計で 49 ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。
- ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握する。また、課題解決のための方策として、課題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定と活用を推進し、課題対応能力を強化する。
- ③ ナレッジマネジメントネットワークの推進を通じて、ナレッジを蓄積し、活用できる体制を構築する。また、機構内部でのナレッジの共有、外部への発信機能を強化する。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、事業等を通じて得られた情報を大使館、他の公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性・予見性向上に貢献する。さらに本邦企業や NGO 等も含めた拡大タスクフォースメンバーにも積極的に情報を共有する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際援助潮流の形成や各国・地域の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画し、機構の経験やアプローチ等の知見を国際社会に対して幅広く発信する。特に、2015 年 9 月の合意を目指し本格化・具体化するポスト 2015 年開発アジェンダ及びその実施モニタリングの議論に貢献する。また、開発資金の議論にも貢献する。
- ② 新興ドナーとの対話を促進し、共通関心事項について発信するなど、戦略的なパートナーシップを一層強化する。また、南南・三角協力、知識共有の国際的取組において主導的役割を果たす。
- ③ 国・地域やセクターに関する事業戦略を他ドナーと共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等、他機関との連携を推進する。

(ハ) 研究

機構が蓄積した知見の体系化・活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実に加え、国際的な研究機関との連携を強化することによって、より戦略的、効率的な対外発信を行う。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

- ① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議等の政府の会議等に必要情報を提供する。
- ② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組を強化し、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。
- ③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組を強化し、各種事業を実施する。

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

- ① NGO との連携協議会の開催及び情報共有並びに NGO と協力して行う各種取組を通じて、NGO との連携を促進する。
- ② JICA 基金の適切な運用を図るべく、NGO メンバーも含む JICA 基金運営委員会を開催する。
- ③ 民間連携に関するニーズの把握、事業から得られる教訓の整理、民間連携に関する情報の外部への発信を行う。
- ④ 中小企業を含む民間企業及び企業団体等との連携強化に向けた取組を行う。また民間連携事業の開発パートナーの拡大を促進する。
- ⑤ 大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の実施、人材育成にかかる技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 等の事業を通じて教育機関等との連携を促進する。
- ⑥ 国内拠点を中心として、地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努めるとともに、地方自治体との情報共有や協議等を通じ、連携を促進する。

(4) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 協力隊発足から 50 周年となる機会に、ボランティア経験者及び各界のボランティア事業の理解者・支援者への感謝の表明、将来に向けた事業展望の発信並びに関心層・

理解者の一層の多様化と拡大を目的とし、記念式典をはじめとする記念事業を実施する。

- ② 開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画の更なる活用を図るとともに、グループ型派遣のモニタリング結果を事業にフィードバックする。また、シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。
- ③ スポーツ・フォー・トゥモローにも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣及びスポーツを通じた開発の取組を強化する。
- ④ 国際ボランティア会議を東京で開催し、事業展望について発信し、国際機関や他ドナー等とのパートナーシップの拡大・深化を図る。また、同会議への参加を通じ、国際機関や他ドナー等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。
- ⑤ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの拡充を行う。また、ウェブサイト以外の媒体を利用した情報発信も推進する。特に、今年度が協力隊発足 50 周年であることに留意し、ボランティア事業の意義に対する一般国民の理解が一層促進されるような取組を行う。
- ⑥ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組むとともに、モニタリング方法の改善案を検討する。
- ⑦ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、地方自治体、企業、大学等との連携によるボランティア派遣を促進するとともに、質の向上に努める。
- ⑧ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充や応募者の掘り起しに資する募集説明会を行う。また、受験者の利便性に資すべく、平成 25 年度に本格的に開始したシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊の二次選考（面接）の一部地方実施を着実に実施する。
- ⑨ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善について、平成 25 年度に導入したプログラムの適切なモニタリングを行い、3 年間の総括も踏まえて、プログラムの継続性について確認する。
- ⑩ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け報告会の開催（年 4 回）や帰国後研修等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。
- ⑪ 帰国ボランティアの社会還元活動の優良事例を収集・発信し、社会還元を促進する機会の創出等を行う。

（ロ）市民参加協力

- ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。

- ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。
- ③ NGO と機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、より多くの NGO が参加できるような制度改善を図る。また、事務手続きの簡素化に向けた改善を行う。
- ④ 地球ひろば（市ヶ谷・名古屋）を通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。また、NGO、中小企業も含めた民間企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。以上の取組を通じて、情報発信件数を平成 26 年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査（市ヶ谷）を実施し、5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とすることを目指す。
- ⑤ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。
- ⑥ 開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実も図り、ページ閲覧数 120,000 件以上を目指す。また、国内拠点を中心に実施している、開発教育に関する研修の実施実績人数 9,000 人以上を目指す。
- ⑦ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

（ハ） 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

- ① 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」について、国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。具体的には、新規人材登録者数：1,500 名、新規登録団体数：85 団体、情報提供件数：2,300 件、キャリア相談（対面）人数：200 名を目指す。あわせて「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。
- ② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。
- ③ 特に機構事業を含む我が国国際協力に携わるグローバル人材の裾野拡大に資するべく、大学生、大学院生及び医療人材を対象としたインターンを実施する。なお、90 名の受け入れを目指す。

(二) 広報

(i) ODA の現場を伝える広報

機構全体の基幹業務として、機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報、及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、効果的に実施する。特に日本においては、開発協力大綱の決定及び協力隊発足 50 周年の節目を踏まえ、協力成果の発信に力を注ぐ。また、国際社会においては、ミレニアム開発目標の最終年というタイミングを捉え、ポスト 2015 年開発アジェンダの動き等に関する国内外の理解促進のための広報にも力を注ぐ。

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件及び事後評価案件をウェブサイト上に掲載する。同サイトへのアクセス数をさらに増加させるため、よりビジュアルなコンテンツを作成し、よりタイムリーに掲載・変更する。

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。本邦研修・招聘については、タイムリーかつ迅速な協力を促進し、日本の「知」を発信する。また、国内機関が提供する日本の知見や経験に関する情報も活用し、協力プログラム及び重要政策を実施するための戦略的な研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 27 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。

- ④ 海外投融資については、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進すべく、適切かつ迅速な案件形成、実施に努める。これまで整備された体制及び制度についても、必要に応じて改善、強化に努める。

(iii) 無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた案件形成、質の向上に向けた制度改善、及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

(ロ) 災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- ② 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を完了する。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。さらに、災害時のパブリックヘルス分野での緊急援助隊の活動方針案を作成する。加えて、感染症対策に向けた緊急援助体制整備に着手する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受け、同プロセスを通じて得られた教訓をもとに派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- ③ 平時には搜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、緊急援助隊事務局と課題部の連携により、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援を行う。

(ハ) 海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については、引き続き課題の重点化を図り縮減を進める。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等

について、国際交流基金と情報共有を行う。

- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 34,000 人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を 5,400 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数を 150,000 以上とすることを旨とする。

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。
- ② 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し結果を関連文書へ反映し、環境社会配慮面の審査及びモニタリング業務への活用を開始する。
- ③ 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

(ロ) 男女共同参画

- ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、女性を主な裨益対象とする案件及びジェンダー視点を適切に統合した案件の形成・実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。
- ② 案件のモニタリング等を通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。

(ハ) 事業評価

- ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組むとともに利用しやすいデータベースに蓄積する。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる内部及び外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。
- ② 事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促進する。

- ③ プログラム単位の協力事業の評価に関連し、開発事業のロジックモデルの改善に役立つ効果的アプローチの分析を行う。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。

(二) 安全対策の強化

- ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策を継続的に実施する。
- ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みを強化する。これまでに取り組んできた執務参考資料の機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコンサルタント及びコントラクターへの助言、事故原因の分析と再発防止策の実施、ODA 建設工事安全管理ガイダンスの適用等を行う。また、新たな取組として、安全管理意識の醸成のため、安全対策強化月間キャンペーンを行う。

(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施

独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共用化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③ 現地職員の育成に向けた取組を更に推進するとともに、引き続き海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等に努める。また、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するために導入した事務所運営の枠組みについて、適切な運用とモニタリングを行うとともに、制度のレビューに着手する。
- ④ 再編された国内拠点体制において滞りなく業務を実施する。東京国際センターと横浜国際センターの役割・機能、統合の可能性について検討を進める。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活

動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成 26 年度実績を上回ることを目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については前年度実績同程度の対象件数を維持する。
- ⑤ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の周知、ODA 事業の受注企業によるコンプライアンス徹底の促進を図る。また、相手国政府への一層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。
- ⑦ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係を有する法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 業務方法書に定められた枠組みに基づいて、内部統制システムを確実に運用する。また、内部統制システムの運用に関するモニタリングと改善を行う。
- ② 監事の機能の実行性を向上させるための体制を整備する。
- ③ 理事会開催やリスク項目表の定期的なレビュー及びモニタリングにより、金融業務に特有なものも含めたリスクを適時適切に識別、分析及び評価し、当該リスクへの

適切な対応を行う。また、内部通報制度及び外部通報制度を整備し、通報に対して適切に対処する。

- ④ 会計監査人による監査を適切に実施する。
- ⑤ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ⑥ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ⑦ 情報セキュリティ管理に関し、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ外部監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置、及び緊急対応時の体制強化を図る。
- ⑧ 年度計画に基づき実施された各事項の業績について、機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑨ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し、実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。
- ② 一般契約において、平成 26 年度に整備した執務参考資料、事例、契約書例等に基づき、調達手続きを着実に実施し、精算の簡素化、合理化を進める。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部における一括調達を継続する。
- ③ 民間連携事業（草の根技術協力事業含む）における調達手続きを整理し、合理化を図る。
- ④ 輸出管理の体制整備を含め、機材調達事務の合理化を継続する。
- ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ⑥ 専門家等派遣手続きについて、平成 26 年度に行った住居手当支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化、契約プロセスの改定を踏まえ、これらの運用を的確に行う。国内出張手続きに関して、精算方法を簡素化し、経理書類を削減する。
- ⑦ 研修員受入手続きについて、平成 26 年度に実施した体制見直しに伴う、経理処理・研修関連手続きの一元化をさらに進める。また、研修委託契約の内容を見直すとともに、次期研修員システムの導入準備に合わせて、研修事業全体の業務フローを見直す。
- ⑧ ボランティア関連手続きについて、現地生活費の設定方法の簡素化、海外居住者制

度における認定手続きの簡素化、及び派遣期間短縮時の手続きの簡素化のため、制度及び規程改正、業務フローの見直し、システム改修等を行う。

- ⑨ 経理業務の抜本的な見直しを行い、海外拠点及び国内拠点における経理業務の負荷軽減策を策定する。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成 26 年度比 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方を継続的に検討する。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

- ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。
- ② 平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 620 億円

有償資金協力勘定 2,200 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、処分の準備を進める。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。
- ③ 職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）の徹底、専門能力及びマネジメント力の強化に向けた取組み等を継続する。また、若手・中堅職員を中心に能力開発機会のさらなる充実を図る。ナショナルスタッフについては、ナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプルに基づき人材育成制度の強化と活用を促進を図る。
- ④ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

収入	運営費交付金収入	146,413
	施設整備費補助金等収入	613
	事業収入	335
	受託収入	485
	寄附金収入	14
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0
	計	147,859
支出	一般管理費	10,477
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,477
	業務経費	136,270
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,390
	受託経費	485
	寄附金事業費	14
	施設整備費	613
	計	147,859

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[人件費の見積り]

期間中、13,636百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

収支計画

別表 2

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		147,531
	経常費用	147,531
	一般管理費	10,364
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,364
	業務経費	136,270
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,390
	受託経費	485
	寄附金事業費	14
	減価償却費	399
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		147,531
	経常収益	147,484
	運営費交付金収益	146,299
	事業収入	287
	受託収入	485
	寄附金収入	14
	資産見返運営費交付金戻入	371
	資産見返補助金等戻入	27
	財務収益	48
	受取利息	48
	臨時収益	0
純利益（▲純損失）		0
前中期目標期間繰越積立金取崩額		0
目的積立金取崩額		0
総利益（▲総損失）		0

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		162,780
	業務活動による支出	147,132
	一般管理費	10,364
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,364
	業務経費	136,270
	（うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費）	135,390
	受託経費	485
	寄附金事業費	14
	投資活動による支出	726
	固定資産の取得による支出	726
	財務活動による支出	0
	不要財産に係る国庫納付による支出	0
	国庫納付金による支払額	0
	翌年度への繰越金	14,921
資金収入		162,780
	業務活動による収入	147,246
	運営費交付金による収入	146,413
	事業収入	335
	受託収入	485
	寄附金収入	14
	投資活動による収入	592
	施設整備費補助金による収入	0
	固定資産の売却による収入	4
	貸付金の回収による収入	588
	財務活動による収入	0
	前年度からの繰越金	14,942

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。